

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件名 越谷市立総合体育館外 3 館電力購入 (単価契約)
- (2) 需要場所 越谷市立総合体育館 越谷市増林二丁目 3 3 番地外 3 か所
(詳細は別紙 1 のとおり)
- (3) 業種および用途 体育館

2 仕 様

- (1) 供給電気方式、供給電圧、計量電圧、標準周波数、供給方式、非常用自家発電設備、蓄熱式負荷設備および常用発電設備の有無
- ① 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - ② 供給電圧 (標準電圧) 6,000 ボルト
 - ③ 計量電圧 (標準電圧) 6,000 ボルト
 - ④ 標準周波数 50 ヘルツ
 - ⑤ 供給方式 1 回線方式
 - ⑥ 非常用自家発電設備の有無 総合体育館のみ有 225 KVA
 - ⑦ 蓄熱式負荷設備の有無 総合体育館のみ有
 - ⑧ 常用発電設備の有無 無
- (2) 契約電力および予定使用電力量
- ① 契約電力 別紙 1 のとおり
※ただし、実際の取引においては、各月の契約電力はその
1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、い
ずれか大きい値とする。
 - ② 予定使用電力量 1,821,249 kWh (詳細は、別紙 1 のとおり)
※ただし、気象条件や社会経済条件によって増減する可能
性があるため、月別使用電力量は都合により月別予定使用
電力量を上回り、又は、下回ることができるものとする。
- (3) 使用期間
令和 2 年 3 月 1 日午前 0 時から令和 3 年 8 月 31 日午後 12 時まで
- (4) 電力量等の検針
電力会社の検針方式 遠隔自動検針
- (5) 需給地点
配電線より引込みした各施設の構内柱上設置の開閉器電源側接続点

(6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3 支払方法

完了払（毎月払） ※施設ごとに請求書を分け、スポーツ振興課に送付し、支払についてもスポーツ振興課から支払うものとする。

4 契約方法及び積算方法

(1) 契約方法

契約電力に対して年間を通じ単一の月額基本料金（単価）と、予定使用電力量に対する月別電力量料金（単価）を定める単価契約とする。

なお、各施設、月ごとに契約電力及び使用実績に応じて支払うこととし、各施設の業務用電力の単価は統一した価格とすること。

※各施設における1か月の電気料金

$$\begin{aligned} & \left(\text{基本料} \right) + \left(\text{電力量料金} \right) \\ = & \left(\text{契約電力に応じた料金} \right) + \left(\text{使用量に応じて単価で支払う料金} \right) \end{aligned}$$

(2) 積算方法

別紙1の契約電力及び予定使用電力量等を基に、月額基本料金（単価）、月別電力量料金（単価）を算出し、使用期間の全施設に係る料金を積算すること。

また、入札における落札価格は、入札書に記載された入札金額の10パーセントに相当する額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする）を加算した金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする）に相当する金額を入札書に記載すること。

※見積金額の算出にあたっては、別紙内訳書に基本料金及び電力量料金の単価を入力すること。その際、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

統括表の合計額が自動で算出されるため、各施設の合計額を合算した金額の110分の100（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた金額とする）に相当する金額を入札金額とする。

※入札金額については、別紙内訳書の計算式において、こちらで設定した値を入力してあるため、力率割引を考慮した金額が算出されることとなる。

(3) 電気料金の算定

料金その他を計算する場合の単価及びその端数処理は次のとおりとする。なお、各施設ごとに計算する。

- ・ 契約電力及び最大需要電力の単位は１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
- ・ 使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入する。
- ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- ・ 消費税額及び地方消費税額の単位は１円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

5 その他

- (1) 供給に必要な機器の設置及び運用に係る経費については、すべて供給業者の負担とする。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 令和元年９月現在の電力供給会社は、すべての施設において東京電力エナジーパートナー株式会社である。
- (4) 仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、その他の疑義については、双方協議のうえ決定するものとする。

施設名称	需要場所(住所)	業種	契約電力 (kW)	使用予定電力量(kWh) 平成30年度実績による																		施設別合計
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
1 総合体育館	越谷市増林二丁目33番地	業務用	638	61,596	48,439	63,461	80,832	143,330	144,679	91,702	60,300	47,628	53,993	66,190	60,511	61,596	48,439	63,461	80,832	143,330	144,679	1,464,998
2 北体育館	越谷市大字大杉510番地	業務用	47	7,578	8,544	6,818	7,948	7,975	7,644	6,663	8,174	8,520	8,041	5,497	7,375	7,578	8,544	6,818	7,948	7,975	7,644	137,284
3 南体育館	越谷市川柳町四丁目20番地	業務用	44	6,854	6,911	6,375	7,134	7,169	5,456	5,137	7,901	7,456	7,743	4,692	7,032	6,854	6,911	6,375	7,134	7,169	5,456	119,759
4 西体育館	越谷市七左町四丁目223番地	業務用	31	5,639	6,214	4,717	5,166	5,744	6,117	5,288	5,131	5,845	5,384	5,092	5,274	5,639	6,214	4,717	5,166	5,744	6,117	99,208
合計			760	81,667	70,108	81,371	101,080	164,218	163,896	108,790	81,506	69,449	75,161	81,471	80,192	81,667	70,108	81,371	101,080	164,218	163,896	1,821,249